

男女共同参画の視点

ワーク・ライフ・バランス

皆さんは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っていますか。

平成27年に市が行った調査によると、知っている・聞いたことがあると答えた人の割合は有効回答数の47.3パーセントでした。近頃ではメディアでも使われている言葉なので、今はこの割合がもっと増えているかもしれません。この言葉の意味は、働く全ての人が、仕事(ワーク)と育児・介護・趣味・学習・休養・地域活動といった仕事以外の生活(ライフ)との調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。

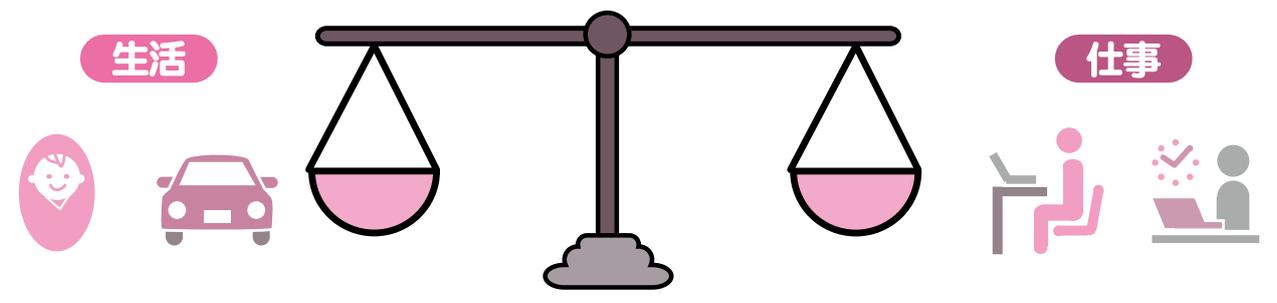
国では、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、ワーク・ラ

イフ・バランス社会の実現に向けてさまざまな取り組みを行っています。そして、この取り組みが労働力不足など、少子高齢化が進む現代社会が抱える課題を解決する鍵になるとも考えられています。

しかし、近頃はワーク・ライフ・バランスの言葉だけが先に浸透し、趣旨が誤解されていることがあります。本来、この言葉はワークとライフのどちらかを優先・やらないという意味ではありません。その人の生き方や働き方、子育て期や中高年期といったライフステージに合わせ、どちらに重点が置くかは異なります。

自分にとってワークとライフのバランスが取れる状況を考えて、自分らしく働き、生活しませんか。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

賃貸アパート退去時費用にご注意

Q 10年間借りていた2DKのアパートを退去しました。退去の際には何も言われませんでした。後日管理会社から全室クロスの張り替え代金30万円とハウスクリーニング代金5万円の請求書が届きました。1部屋で喫煙はしていましたが、クロスを傷つけたり、汚してはいません。ハウスクリーニング代金については、契約書面に借主負担との記載があり、敷金15万円を支払っているの、差し引いた10万円は返金されると思っていました。請求額に納得できないので、返金を求めることはできますか。

A ハウスクリーニング代金の内訳を確認し、その中に居室のクリーニング代金が含まれている場合は、クロスの張り替え代金は別途請求できません。

しかし、借主が喫煙者の場合、1部屋であっても、室内でたばこを吸うと、やにや臭いが残り、クロスを汚したことになるため、貸主は借主に対して全室クロス張り替え代金の請求が可能になります。また、居住年数が高い場合は、クロス張り替え

代金の減額交渉をしてみましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。





出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

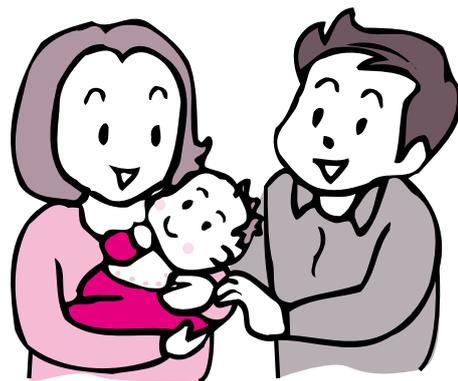
出産育児一時金の直接支払制度は、被保険者が医療機関で手続きをすることにより、国民健康保険(国保)から直接、国保で支給される出産育児一時金の範囲で医療機関に支払われる制度です。

これにより、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいことになり、事前にまとめた費用を用意する必要がなくなりました。

直接支払制度を利用しないこともできます。その場合、これまで通り出産後に市へ申請することになります。直接支払制度を実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、加入していた保険から支給される場合がありますので、直接支払制度を利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で、保険証を提示して直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出



産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課、下総・大栄支所に申請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で、保険証を提示し直接支払制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、保険年金課、下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要なもの=保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号の分かるもの、印鑑、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバー確認書類

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある人

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

平成30年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成19年度	15,040円 (940円)	11,280円 (710円)	7,520円 (470円)	3,760円 (240円)
平成20年度	15,160円 (750円)	11,370円 (560円)	7,570円 (370円)	3,790円 (190円)
平成21年度	15,250円 (590円)	11,430円 (440円)	7,620円 (290円)	3,810円 (150円)
平成22年度	15,510円 (410円)	11,630円 (310円)	7,750円 (200円)	3,870円 (100円)
平成23年度	15,290円 (270円)	11,460円 (200円)	7,650円 (140円)	3,820円 (70円)

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

年度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成24年度	15,140円 (160円)	11,350円 (120円)	7,570円 (80円)	3,780円 (40円)
平成25年度	15,120円 (80円)	11,340円 (60円)	7,560円 (40円)	3,780円 (20円)
平成26年度	15,270円 (20円)	11,450円 (10円)	7,630円 (10円)	3,810円 (0円)
平成27年度	15,590円 (0円)	11,690円 (0円)	7,790円 (0円)	3,900円 (0円)
平成28年度	16,260円 (0円)	12,190円 (0円)	8,130円 (0円)	4,060円 (0円)

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。